

令和7年3月

建設工事入札参加登録業者 各位

川 口 市

川口市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について
(お知らせ)

建設業法の一部改正に伴う監理技術者等の専任義務の合理化を踏まえ、川口市発注の建設工事における技術者等の複数工事への配置に関する取扱いを一部変更しますので、入札及び契約にあたっては十分留意いただきますようお願いいたします。

記

I. 主任技術者及び監理技術者が複数の工事を兼務できる場合	R7.2一部変更
--------------------------------------	-----------------

従来の「複数の工事を同一の主任技術者が兼務できる場合」の他に「ICT活用により複数の専任を要する工事を兼務できる場合」及び「監理技術者補佐の配置による複数の専任を要する工事が兼務できる場合」が加わります。（入札公告等で工事現場に技術者の専任を求めている場合は、請負代金額等に関わらず技術者を専任で置かなければなりません。）

○複数の工事を同一の主任技術者が兼務できる場合

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、かつ、施工にあたり相互に調整を要する工事で工事現場の相互の間隔が10.0キロメートル以内（工事の場所が点在する場合、すべての工事現場相互の直線距離が10.0キロメートル以内）において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます（2件まで）。

(1) 川口市における規程

- ・川口市建設工事における主任技術者の専任に係る取扱い要領

(2) 兼務に係る様式の提出時期及び提出先

【一般競争入札の場合】

- ・落札候補者（落札候補者とみなす者を含む。）の入札参加資格の審査申請時に理財部契約課、上下水道局管理部財務課または医療センター管理課（以下「契約執行課」という。）に兼務配置予定調書（様式）を提出する。

【その他入札方法の場合（随意契約を含む。）】

- ・ 契約を締結する前までに契約執行課に提出する。

なお、いずれの場合においても入札前に既に監理技術者等を配置している工事の発注者（発注者が川口市の場合、工事担当課）に新たに配置する工事と兼務してよいか内諾又は承諾を得ることとします。

○ICT活用により複数の専任を要する工事を兼務できる場合（R7.2追加）

（下記Ⅳ 参照）

○監理技術者補佐の配置による複数の専任を要する工事が兼務できる場合（R7.2追加）

（下記Ⅴ 参照）

Ⅱ. 現場代理人の複数工事への兼務を認める条件

R7.2一部変更

川口市建設工事請負契約基準約款第10条第2項では、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けています。

ここでいう「常駐」とは、現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していることを意味しており、現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び約款に基づく契約関係事務に関する事項を処理します。

発注者から直接工事を請け負った業者は、基本的に契約工期をもって、現場代理人を現場へ常駐で配置する期間としています。

以下のア～エの期間においては、必ずしも現場における常駐を要するものではありませんが、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事記録等で明確にしなければなりません。

なお、この取扱いはいくまで現場代理人の常駐義務に関してのものであり、約款に記載されたその他の義務には影響を与えませんのでご注意ください。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む。）も専任を要しないこととします。）

次の①から④の場合は、現場代理人の工事現場の運営並びに取締り等が困難なものではないとして、常駐を緩和する工事に限り現場代理人が複数の工事現場に従事（以下「兼務」という。）することが認められます。ただし、監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書による専任特例2号の場合の監理技術者を含む。）を配置する工事又は発注者が認めない場合を除きます。

- ① 上記アからエに規定する場合（それぞれの工事の常駐を要しない期間のみ）
- ② 兼務する工事が技術者非専任工事※1の場合は、以下の(1)から(5)の全てを満たすとき。
 - (1) 現場間の距離（ア）又は（イ）を満たすとき。）
 - （ア）兼務する工事場所が川口市内又は川口市に隣接する区又は市内であること。
 - （イ）工事現場の相互の間隔が10.0キロメートル以内（工事の場所が点在する場合、すべての工事現場相互の直線距離が10.0キロメートル以内）
 - (2) 兼務件数は3件までであること。
 - (3) 兼務する工事の請負代金額がいずれも4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満であること。
 - (4) 川口市、国又は地方公共団体が発注する工事であること。ただし、発注者が川口市以外の工事を含む場合は、当該発注者が現場代理人の兼務を承諾していること。
 - (5) 兼務するいずれかの工事現場に現場代理人が常駐していること。
- ③ 兼務するいずれかの工事が技術者専任工事※2の場合、かつ「川口市建設工事における主任技術者の専任に係る取扱い要領」第5条第1項の要件により主任技術者の兼務を認めた工事は、以下の(1)から(4)の全てを満たすとき。
 - (1) 現場間の距離（ア）又は（イ）を満たすとき。）
 - （ア）兼務する工事場所が川口市内又は川口市に隣接する区又は市内であること。
 - （イ）工事現場の相互の間隔が10.0キロメートル以内（工事の場所が点在する場合、すべての工事現場相互の直線距離が10.0キロメートル以内）
 - (2) 兼務件数は2件までであること。
 - (3) 川口市、国又は地方公共団体が発注する工事であること。ただし、発注者が川口市以外の工事を含む場合は、当該発注者が現場代理人の兼務を承諾していること。
 - (4) 兼務するいずれかの工事現場に現場代理人が常駐していること。
- ④ 兼務するいずれかの工事が技術者専任工事※3の場合、かつ「川口市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」第4条の要件により監理技術者等の兼務を認めた工事は、以下の(1)から(4)の全てを満たすとき。
 - (1) 工事現場と他の工事現場との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内あること。

- (2) 兼務件数は2件までであること。
- (3) 川口市、国又は地方公共団体が発注する工事であること。ただし、発注者が川口市以外の工事を含む場合は、当該発注者が現場代理人の兼務を承諾していること。
- (4) 兼務するいずれかの工事現場に現場代理人が常駐していること。

※1「技術者非専任工事」とは、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）未満の工事をいいます。

※2「技術者専任工事」とは、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事をいいます。

Ⅲ. 現場代理人の常駐及び主任技術者等の専任を要する期間の取扱い R7.2一部変更

現場代理人、主任技術者（専任特例1号の場合を含む）、監理技術者（専任特例2号の場合を含む）及び監理技術者補佐の配置期間は契約工期を基本とし、契約締結後現場施工に着手するまでの期間、工事を全面的に一時中止している期間などのうち、設計図書や書面等により明確となっている期間については工事現場への常駐及び専任を要しません。

また、当該工事の工事完成通知書が受理された後（修補期間を除く）は常駐及び専任を要しない期間として扱います。

Ⅳ. 専任特例1号における主任技術者又は監理技術者の配置について R7.2追加

ICT活用による複数の専任工事の兼務（専任特例1号）

次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例監理技術者等」という）を複数の専任を要する建設工事（又は一の専任を要する建設工事と一の専任を要さない建設工事）の工事現場へ兼務で配置することができます。なお、工事途中において、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。

- (1) 請負代金額が1億円（建築一式工事にあつては2億円）未満の工事であること。
- (2) 専任特例監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。
- (3) 連絡員は、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- (4) 建設工事の工事現場間の距離は、同一の専任特例監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であるもの。（なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該工事に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとします。）

- (5) 下請次数が3を超えていないこと。
- (6) 当該工事現場の施工体制を、専任特例監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、契約を締結する前までに発注者に提出すること。
 - 【一般競争入札の場合】
 - ・落札候補者（落札候補者とみなす者を含む。）の入札参加資格の審査申請時に契約執行課に提出する。
 - 【その他入札方法の場合（随意契約を含む。）】
 - ・契約を締結する前までに契約執行課に提出する。
- (8) 専任特例監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよいため、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。以下同じ。）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (9) 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。

V. 専任特例2号における専任特例監理技術者の配置について

R7.2追加

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例監理技術者」という。）の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置し、専任特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合の取扱いは、次のとおりとします。

- 1. 専任特例監理技術者の配置を行う場合は以下の(1)から(8)の要件を全て満たしてください。
 - (1) 専任特例監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。（監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。）
 - (3) 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にあること。
 - (4) 兼務する建設工事の数は2を超えないこと。
 - (5) 専任特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
 - (6) 専任特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であるこ

と。

(7) 監理技術者補佐が行う業務等を施工計画書等で明示できること。

(8) 専任特例監理技術者は現場代理人を兼ねることができないこと。

2. 上記にかかわらず、あらかじめ工事規模、工事難易度等から専任特例監理技術者の配置が認められない工事については、入札公告等に明示します。

3. 専任特例監理技術者を設置しようとするときは、あらかじめ既に監理技術者を配置している工事の発注者から、兼務について内諾又は承諾を得た上で、「専任特例監理技術者（専任特例2号）の配置に関する届出書」（専任特例監理技術者（専任特例2号）の配置に関するチェックリストを含む）を提出してください。

【一般競争入札の場合】

・落札候補者（落札候補者とみなす者を含む。）の入札参加資格の審査申請時に契約執行課に提出する。

【その他入札方法の場合（随意契約を含む。）】

・契約を締結する前までに契約執行課に提出する。

4. 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議を行ってください。